

価格転嫁に係る
相談窓口はこちら

■ 香川県よろず支援拠点
「価格転嫁サポート窓口」
(香川産業頭脳化センタービル1階)

受付時間

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始を除く)

087-868-6090



■ 下請かけこみ寺

【2026年1月から「取引かけこみ寺」に
名称変更】
(公益財団法人かがわ産業支援財団
企業振興部取引支援課内)

受付時間

毎週火・木・金曜日
午前9時～正午、午後1時～5時
(祝日・年末年始を除く)

087-868-9904



■ 公正取引委員会
四国支所下請課

(高松サンポート合同庁舎南館8階)

受付時間

月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始を除く)

087-811-1758



下請法

中小受託取引適正化法(取適法)

下請 振興法

受託中小企業振興法

2026年
1月1日から施行

法改正でここが変わる!

改正のポイント



協議に応じない 一方的な代金決定の禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないこと、協議を繰り返し先延ばすなど、一方的な代金決定を禁止。



手形払等の禁止

対象取引において手形払が禁止されるとともに、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な他の支払手段も禁止。



振込手数料を 負担させることの禁止

合意の有無にかかわらず、中小受託事業者に振込手数料を負担させることを禁止。



指導・助言などの 権限を強化 (面的執行の強化)

従来の公正取引委員会と中小企業庁に加え、事業を所管する省庁にも違反行為などへの指導・助言の権限を付与。



適用対象の拡大

- 対象取引に「特定運送委託」を追加
発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加。
- 適用基準に「従業員基準」を追加
従来の資本金基準に加え、従業員基準を新設。

未来のために、適切な

価

格

転

嫁

き!

労務費の適切な転嫁のための 12の行動指針が示されています



例えば、発注者側の指針として

経営トップが労務費の転嫁を受け入れる方針を書面等で内外に示すこと

受注者側からの要請がなくても、定期的に労務費の転嫁について発注者側から協議の場を設けること

労務費上昇の理由の説明資料を受注者に求める場合は公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとすること
などが示されています。

労務費は原材料価格やエネルギーコストなどと比べ、受注者から価格転嫁を言い出しつづく、転嫁率が特に低いことから、労務費の転嫁に係る価格交渉において発注者および受注者が取るべき行動・求められる行動が指針として示されています。

発注者が本指針に沿わないような行為をすることで、公正な競争を害するおそれがある場合は、公正取引委員会において厳正に対処されます。

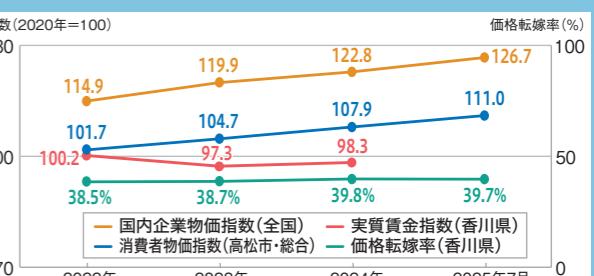
賃金・投資と物価の好循環



コストの上昇に合わせて価格転嫁を行い、賃上げや投資を行う企業が出始めています。適切な価格転嫁をすることで適度に物価が上昇し、賃金アップや活発な企業活動につながります。この好循環が、産業や経済の成長を実現します。

物価、賃金、価格転嫁率の推移

物価の上昇が続くなか、県内企業の価格転嫁率は40%程度にとどまっており、実質賃金は伸び悩んでいます。



価格転嫁率とは
原材料費などのコスト増加分を、どれだけ販売価格に反映できたかを示す割合です。

(例)原材料費の10円値上がり分に対し、販売価格を4円上げた場合、価格転嫁率=4円÷10円=40%となります。コスト増の4割を価格に転嫁できたことを示します。

*価格転嫁率は2022年12月、2024年2月、2025年2月、2025年7月の数値
帝国データバンク「価格転嫁に関する調査結果」

全ての企業経営者の皆さま！
価格協議・交渉をお願いします！

香川県知事

池田 豊人



適切な価格転嫁の実現を
「取適法」が支えます

清水 敬



適切な価格転嫁の実現のためには、サプライチェーン全体で「協議に応じない一方的な価格決定行為」などの取適法違反行為が行われないようにしなければなりません。公正取引委員会は、違反の疑いのある情報を把握した場合は迅速的に対処し、県内中小受託事業者の利益保護・被つた不利益の早期回復に全力を取り組みます。

適切な価格転嫁の実現のためには、サプライチェーン全体で「協議に応じない一方的な価格決定行為」などの取適法違反行為が行われないようにしなければなりません。公正取引委員会は、違反の疑いのある情報を把握した場合は迅速的に対処し、県内中小受託事業者の利益保護・被つた不利益の早期回復に全力を取り組みます。

公正取引委員会四国支所は、香川県の「価格転嫁の円滑化に関する協定」に参加し、県内事業者が適切な価格転嫁を行える環境づくりと、価格転嫁を阻害する行為や受注者に負担を押しつける商慣習の一掃に努めています。また、来年1月の取適法(中小受託取引適正化法)の施行に向けて委託事業者が早期に十分な準備を整えられるよう、四国各県で説明会を開催するなど、改正内容の周知活動を行っています。

公正取引委員会四国支所長

清水 敬



こうした構造的な課題を打開するため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる行動が求められています。取引先からの価格協議の申し入れに応じていただき、「一方的な代金決定は行わないようお願いします」。中小企業を含む県内全ての企業が地域経済の担い手として互いに発展できる公正な取引環境の実現に向け、経営者の皆さまのご理解とご対応を心よりお願い申し上げます。

県内でも価格転嫁の動きが見られる一方で、取引上の立場が弱い中小企業や引渡段階の深い階層に位置している企業では必要な価格転嫁が十分に進んでいない状況が続いていることがあります。物価等の上昇が続いており、企業が物価に負けない賃上げや成長につなげる設備投資、新たな価値を生み出すイノベーションを行うためには、適切な価格転嫁が不可欠となります。

物価等の上昇が続いており、企業が物価に負けない賃上げや成長につなげる設備投資、新たな価値を生み出すイノベーションを行うためには、適切な価格転嫁が必要な価格転嫁が十分に進んでいない状況が続いていることがあります。